

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月4日

【会社名】 AOI TYO Holdings株式会社

【英訳名】 AOI TYO Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 吉田 博昭
代表取締役 中江 康人

【本店の所在の場所】 東京都港区白金一丁目27番6号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社AOI Pro.
代表取締役 副社長執行役員 譲原 理
株式会社ティー・ワイ・オー
常務取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃

【最寄りの連絡場所】 株式会社AOI Pro.
東京都品川区大崎一丁目5番1号
株式会社ティー・ワイ・オー
東京都品川区上大崎二丁目21番7号

【電話番号】 株式会社AOI Pro.
03(3779)8000(大代表)
株式会社ティー・ワイ・オー
03(5434)1586(大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社AOI Pro.
代表取締役 副社長執行役員 譲原 理
株式会社ティー・ワイ・オー
常務取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円(注)1
933,246,220円(注)2
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月27日に開催された株式会社AOI Pro.及び株式会社ティー・ワイ・オーの臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと等に伴い、平成28年9月8日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

8 組織再編成に関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

(2) 新株予約権等の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

(添付書類の追加)

株式会社AOI Pro.の臨時株主総会議事録の写し

株式会社ティー・ワイ・オーの臨時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	29,128個(注)1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年1月4日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 株式会社AOI Pro.(以下「AOI Pro.」といいます。)及び株式会社ティー・ワイ・オー(以下「TYO」といいます。)は、平成29年1月4日付けでAOI Pro.及びTYO(以下、総称して「両社」といいます。)を株式移転完全子会社とし、AOI TYO Holdings株式会社(以下「当社」といいます。)を株式移転設立完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を予定しております。

2 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式移転に際し、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTYOの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTYOの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTYOの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTYOの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権

- 3 平成28年7月31日現在におけるAOI Pro.及びTY0の上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、AOI Pro.又はTY0の新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 割当対象者は、基準時におけるAOI Pro.又はTY0の新株予約権原簿に記載又は記録されたAOI Pro.又はTY0の新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、平成28年7月29日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(訂正後)

発行数	29,128個(注)1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年1月4日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 株式会社AOI Pro.(以下「AOI Pro.」といいます。)及び株式会社ティー・ワイ・オー(以下「TY0」といいます。)は、平成29年1月4日付けでAOI Pro.及びTY0(以下、総称して「両社」といいます。)を株式移転完全子会社とし、AOI TYO Holdings株式会社(以下「当社」といいます。)を株式移転設立完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を予定しております。

- 2 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式移転に際し、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるAOI Pro.の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社AOI Pro.第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTY0の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTY0の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTY0の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時におけるTY0の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社のAOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権

- 3 平成28年7月31日現在におけるAOI Pro.及びTY0の上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、AOI Pro.又はTY0の新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 割当対象者は、基準時におけるAOI Pro.又はTY0の新株予約権原簿に記載又は記録されたAOI Pro.又はTY0の新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、平成28年7月29日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成29年1月4日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(中略)

TYOの概要

(中略)

(ii)関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株TYOテクニカルランチ (注)1	東京都港区	80,000	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
株ルーデンス	東京都渋谷区	10,000	広告事業	72.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株リン・フィルムズ	東京都港区	10,000	広告事業	100.0	役員の兼任
株ゼオ	東京都渋谷区	63,709	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
株コム	東京都品川区	74,000	広告事業	73.4	債務保証、役員の兼任及び仕入
株MIURA&Company	東京都港区	60,000	広告事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株ケー・アンド・エル	東京都千代田区	100,000	広告事業	68.0	資金貸付、役員の兼任及び仕入
凱立広告(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	30,000	広告事業	68.0 (68.0)	
K&L CREATIVE ASIA PTE. LTD. (注)1	シンガポール	3,500千 シンガポ ールドル	広告事業	68.0 (68.0)	
TYO-ASIA PTE. LTD. (注)1	シンガポール	8,000千 シンガポ ールドル	広告事業	100.0	役員の兼任
PT TYO FIRST EDITION	インドネシア ジャカルタ	2,500,000千 インドネシ アルピア	広告事業	51.0 (51.0)	資金貸付及び役員の兼任
株祭	東京都港区	67,000	映像関連事業	100.0	役員の兼任及び仕入
株TYOアニメーションズ	東京都清瀬市	10,000	映像関連事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株リアル・ティ	東京都杉並区	10,000	映像関連事業	80.0 (80.0)	債務保証及び役員の兼任
(持分法適用関連会社) その他1社					

(後略)

(訂正後)

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成29年1月4日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(中略)

TYOの概要

(中略)

(ii)関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株TYOテクニカルランチ (注)1	東京都港区	80,000	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
株ルーデンス	東京都渋谷区	10,000	広告事業	72.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株リン・フィルムズ	東京都港区	10,000	広告事業	100.0	役員の兼任
株ゼオ	東京都渋谷区	63,709	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
株コム	東京都品川区	74,000	広告事業	77.6	債務保証、役員の兼任及び仕入
株MIURA&Company	東京都港区	60,000	広告事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株ケー・アンド・エル	東京都千代田区	100,000	広告事業	68.0	資金貸付、役員の兼任及び仕入
凱立広告(上海)有限公司	中華人民 共和国 上海市	30,000	広告事業	68.0 (68.0)	
K&L CREATIVE ASIA PTE. LTD. (注)1	シンガポール	3,500千 シンガポ ールドル	広告事業	68.0 (68.0)	
TYO-ASIA PTE. LTD. (注)1	シンガポール	8,000千 シンガポ ールドル	広告事業	100.0	役員の兼任
PT TYO FIRST EDITION	インドネシア ジャカルタ	2,500,000千 インドネシ アルピア	広告事業	51.0 (51.0)	資金貸付及び役員の兼任
株祭	東京都港区	67,000	映像関連事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株TYOアニメーションズ	東京都清瀬市	10,000	映像関連事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
株リアル・ティ	東京都杉並区	10,000	映像関連事業	80.0 (80.0)	債務保証及び役員の兼任
(持分法適用関連会社) その他1社					

(後略)

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

(訂正前)

両社は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成29年1月4日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成28年7月29日の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。本株式移転計画に基づき、AOI Pro.の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、TYOの普通株式1株に対して当社の普通株式0.18株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成28年9月27日に開催される予定の両社の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしてしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

両社は、平成29年1月4日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成28年7月29日の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。本株式移転計画に基づき、AOI Pro.の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、TYOの普通株式1株に対して当社の普通株式0.18株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成28年9月27日に開催された両社の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(訂正前)

買取請求権の行使の方法について

A0I Pro.又はTY0の株主が、その有するA0I Pro.又はTY0の普通株式につき、A0I Pro.又はTY0に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、A0I Pro.の株主は平成28年9月27日に開催予定の臨時株主総会(A0I Pro.)に先立って、TY0の株主は同日に開催予定の臨時株主総会(TY0)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれA0I Pro.又はTY0に対し通知し、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、A0I Pro.又はTY0が、それぞれ上記各臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

A0I Pro.

議決権の行使の方法としては、平成28年9月27日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主又はその代理人は、A0I Pro.の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面をA0I Pro.に提供する必要があります。)

また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、A0I Pro.に平成28年9月26日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、A0I Pro.に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

議決権行使書用紙に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権の行使は、A0I Pro.の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスし、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、A0I Pro.に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、A0I Pro.は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

TY0

議決権の行使の方法としては、平成28年9月27日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、TY0の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面をTY0に提出する必要があります。)

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、TY0に平成28年9月26日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、TY0に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、TY0は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(後略)

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

A0I Pro.又はTY0の株主が、その有するA0I Pro.又はTY0の普通株式につき、A0I Pro.又はTY0に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、A0I Pro.の株主は平成28年9月27日に開催された臨時株主総会(A0I Pro.)に先立って、TY0の株主は同日に開催された臨時株主総会(TY0)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれA0I Pro.又はTY0に対し通知し、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、A0I Pro.又はTY0が、それぞれ上記各臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

A0I Pro.

議決権の行使の方法としては、平成28年9月27日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主又はその代理人は、A0I Pro.の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面をA0I Pro.に提供する必要があります。)。

また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、A0I Pro.に平成28年9月26日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、A0I Pro.に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

議決権行使書用紙に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権の行使は、A0I Pro.の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.evotote.jp/>)にアクセスし、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、A0I Pro.に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、A0I Pro.は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

TY0

議決権の行使の方法としては、平成28年9月27日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、TY0の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面をTY0に提出する必要があります。)。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、TY0に平成28年9月26日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、TY0に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、TY0は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

8 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、AOI Pro.においてはTY0の、TY0においてはAOI Pro.の最終事業年度に係る計算書類等の内容、AOI Pro.においてはTY0の、TY0においてはAOI Pro.の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)、並びにAOI Pro.においてはAOI Pro.の、TY0においてはTY0の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成28年9月12日よりそれぞれ備え置く予定であります。

(後略)

(訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、AOI Pro.においてはTY0の、TY0においてはAOI Pro.の最終事業年度に係る計算書類等の内容、AOI Pro.においてはTY0の、TY0においてはAOI Pro.の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)、並びにAOI Pro.においてはAOI Pro.の、TY0においてはTY0の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成28年9月12日よりそれぞれ備え置いております。

(後略)

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	平成28年7月11日
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	平成28年7月11日
臨時株主総会に関する基準日公告日(両社)	平成28年7月16日
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会(両社)	平成28年7月29日
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	平成28年7月29日
臨時株主総会に関する基準日(両社)	平成28年7月31日
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	平成28年9月27日(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	平成28年12月28日(予定)
統合予定日(当社設立登記日)	平成29年1月4日(予定)
当社株式上場日	平成29年1月4日(予定)

(後略)

(訂正後)

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	平成28年7月11日
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	平成28年7月11日
臨時株主総会に関する基準日公告日(両社)	平成28年7月16日
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会(両社)	平成28年7月29日
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	平成28年7月29日
臨時株主総会に関する基準日(両社)	平成28年7月31日
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	平成28年9月27日
東京証券取引所上場廃止日(両社)	平成28年12月28日(予定)
統合予定日(当社設立登記日)	平成29年1月4日(予定)
当社株式上場日	平成29年1月4日(予定)

(後略)

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(訂正前)

普通株式について

A0I Pro.又はTY0の株主が、その有するA0I Pro.又はTY0の普通株式につき、A0I Pro.又はTY0に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年9月27日開催予定の各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれA0I Pro.又はTY0に対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日(平成28年9月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

普通株式について

A0I Pro.又はTY0の株主が、その有するA0I Pro.又はTY0の普通株式につき、A0I Pro.又はTY0に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年9月27日に開催された各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれA0I Pro.又はTY0に対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日(平成28年9月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

（訂正前）

平成28年7月29日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。

平成28年9月27日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。

平成29年1月4日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

（後略）

（訂正後）

平成28年7月29日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。

平成28年9月27日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

平成29年1月4日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

（後略）

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成29年1月4日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・臨時株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

（訂正後）

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成29年1月4日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,566,447 (注) 1、2	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4
計	24,566,447		

(注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催された両社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,566,447 (注) 1、2	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4
計	24,566,447		

(注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催された両社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(後略)

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第1回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第1回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第2回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第2回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第3回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第3回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第4回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第4回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第5回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第5回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第6回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第6回新株予約権

(訂正前)

A0I TYO HoIdings株式会社第7回新株予約権

(訂正後)

A0I TYO HoIdings株式会社第7回新株予約権

（訂正前）

A01 TY0 HoIdings株式会社第 8 回新株予約権

（訂正後）

A01 TY0 HoIdings株式会社第 8 回新株予約権

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

AOI Pro.

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年6月29日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出

TYO

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書
平成27年12月17日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出

(訂正後)

AOI Pro.

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年6月29日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年9月28日関東財務局長に提出

TYO

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書
平成27年12月17日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年9月29日関東財務局長に提出